

第62回全学実行委員会議事録（令和2年7月3日）

注意事項

- ・ 表示名は『団体名_氏名』にしてください。(個人の場合は氏名のみで構いません。)
- ・ レジユメは公式webサイト(<https://nf.la>)にて掲載しております。ユーザー名及びパスワードはDMもしくはメールでお伝えした通りです。
- ・ ミーティング/議事録のURL及びパスワード、レジユメ掲載ページのユーザー名及びパスワードを拡散したり、他者に教えたりしないでください。
- ・ 発言時以外はミュートにしてください。
- ・ 発言する際には「手を挙げる」機能を使用してください。ホストがミュートを解除することで指名します。
- ・ 議事録の都合上、発言時にはまず氏名を述べるようお願いします。匿名性を保つために保存時にはアルファベットに書き換えます。
- ・ 荒らし行為や妨害行為が確認された場合、強制退場等の措置をとることがあります。
- ・ 会議の録画、録音は禁止です。
- ・ 会議の最長終了時刻は22:00です。
- ・ 採決には「手を挙げる」機能を使用します。
- ・ 離席者のために全会一致が得られない場合、反応が確認できなければ全会一致とみなします。但し、その後離席者からの異論があれば受け付けるものとします。

長：全学実行委員長

事：11月祭事務局

長：それでは始めさせていただきます。(諸注意読み上げ)議事案について話します。意見のある人。

事：レジユメをご覧ください。一番の議事に意見のある人。

長：挙手を持って承認とします。(承認)諸提案に移ります。なにかある人。

A：62回NFのガイドライン策定における批判を読みます。今回代理での提案となります。前回の全学実において、ガイドラインの考え方が承認されたが「科学的」というのを科学に関わらない語に変えていただきたい。

長：この案について異議質問等あるか。

U-a：提起した立場的には異論はない。科学的という言葉は不適切というのは理解できる。反対ではない。具体的にどう書き換えたら良いとかあるか。

A：具体案については要求項目にある通り客観性/再現可能性など。客観性という言葉で置き換えることを提案する。

U-a：客観的で置き換えるのはいいと思う。(文面中の科学的→客観的の箇所の確認)これでいいか。

長：この変更で異議質問あるか。挙手で承認とする。(承認)次の議事に移る。日程に関する提案に関して。事務局お願いします。

事：レジュメ二番を見てください。前回も同じ提起をして、23(水)~26(土)と提案したが、休日が連続の方が企画にとって出展しやすい、19(土)~22(火)のほうがいいという意見があった。この日程だとFinaleが平日になってしまうのに加えて片づけ日が祝日でレンタル業者が休業日となる。返却できなくなるデメリットがある。改めて23(水)~26(土)と提案する。

長：(承認)ガイドラインに関する提案に移ります。

事：レジュメ三番をご覧ください。(レジュメ読み上げ)補助資料として作成段階のガイドラインをアップロードしてあります。このように作成していくつもりです。前回提出したものは最大限試行可能な各対策がまとめられています。ここから派生して、自主制作演劇企画のガイドラインのように各企画を実施するにあたっておおもとのガイドラインから各企画に必要なガイドラインを取捨選択して作成していくつもりです。

U-a：事務局に一任するのは反対。前回提起した考え方として、出展者および企画を規制するというのは反対していた。事務局が全部決めてしまい、企画参加者が関与できない状態だと事務局が一方的にガイドラインを決めてしまう。そうなると規制の内容に納得できない人が無理なことをしてしまう。基本的には関心ある人全員で議論できる機会を設けて反映していくべき。全学実の議論を経るべき。

事：各企画、参加者を弾圧をかけるという意味合いで作るわけではなく、あくまで必要となる枠組みを定めるだ毛である。実際の案として、屋内だと企画申請の段階で感染防止対策案を作成してもらい提出してもらうなど。各企画が不条理な規制を受けることはないと考えていただいて結構。

U-b：毎回全学実ですべて議論するのは非常に時間がかかるというのは理解している。が、出展者含めNFの関係者などすべてが参加できるべき。小委員会を下に作り毎回全学実で話す前に事前検討会を行うなどして細かいことを詰め切れれば全員参加できるのでいいのではないか。

事：小委員会を設けることも検討はしている。ただ、連日会議がこの頃続いていて。詰めるのにも時間がかかっている。この状態で小委員会を設けて適宜連携を取るとなると臂膀に負担がかかる。ここは事務局に実務として任せていただきたい。なんらかの形で見られるようにはする。

U-a：大変なのは理解しているがだからこそ小委員会に議論をゆだねるという観点もある。例えば、ガイドラインの換気に関しては換気できない企画は開催できないと書いてある。これは企画も交えて議論すべき。

O：前回の全学実で採択された二番に関して、あくまで努力目標だという話だった。実務的なことを考えると事務局に一任するのが効率がいい。企画参加者が不満を持てば、今回の決議について文句があれば全学実行委員会に企画が参加すればいい。覆すこともできる。企画参加者にとって不利なことが押し付けられて弾圧になることはない。

U-b：この提案に関して、小委員会で議論ができないとしても全学実でガイドライン全文を提示して採択するないし毎回検討状況をすべて報告することが必要だと感じる。

長：異議質問等あるか。

U-b：この提案を丸々承認するのには反対。上の段落は一定理解できるが下の段落に反対。

T：確かに事務局に実務をゆだねるのが効率的。ただ、一部しか全学実に提示できないのは問題。でも小委員会は無駄。事務局がガイドラインを作るにあたって、全体的な大枠の一番

外枠を出してもらって実務の部分を事務局が詰めて、全確実で決議を取ると。最初に大枠を定めて承認を得て、最終的に完成物を全学実で承認を取ればいい。

P：事務局への質問で、急を要してガイドラインの変更がありうるうえで毎回全学実に承認を取らないといけないのが問題というのが先ほどの提案。そういう理解でいいか。最終的な完成物を全学実で承認を取ることに消極的だということか。

事：質問に対してはそういうこと。最終形態を提出しても情勢が変化してガイドラインの変更が必要になりうるので、毎回全学実で承認を取るのは非効率的。全学実を開く余裕がない状態でガイドラインの変更が必要だと発覚したら変更できなくなってしまう。なので、事務局に一任してほしいということ。

T：前回全学実に出ていなかった。レジュメをよく読んでいなかった。事務局の意見はもつとも。承認に賛成する。ただ、なにを規制しないかという大枠を定める必要はあると思う。前回定めたかはわからないが、もししていないならするべき。

U-b：直前に全学実を招集できないのは納得できる。ならば、全確実直属の小委員会を設置すべき。全学実か小委員会かどちらかで承認すべき。事務局だけで決めるのが問題。

P：Oさんが言っていた、企画に不利な規制があれば企画が全学実に来て文句を言えるので問題はないというのがあったが、ならば全学実を開けない段階でガイドラインの変更があったら企画は文句を言えないままNF当日を迎えてしまう。これは全学実の考え方とうまく組み合うかと言われると疑問。ただ、実際解決策があるかということこれも難しい。Uさんの言っていた小委員会が上手くいくといいんだが。前回考え方を決めたが今日初めて来る方もいるので見られるようにした方がいいのではないか。

事：前回の議事録に前回の考え方があるのでCandPするので少しお待ちを。

(以下前回採択された文面)

「第62回11月祭開催に向けたガイドラインの策定において、以下の考え方に基づいて議論を進めます。

①大学当局ではなく、あくまで学生とその他の11月祭に関係する者が対策の方針・中身を作ることを目指します。

②企画出展者を規制するという考え方ではなく、企画出展者と対策の意義・目的を共有し、ともに感染対策を担う主体として一致して11月祭を作っていくという考え方に基づいてガイドラインを作成します。それを可能にするために、11月祭への企画出展を検討している個人・団体ができるだけ多く全学実に参加してともに議論できるよう努めます。

③科学的な根拠に基づいた内容とすることを目指します。

企画出展者が対策の中身で一致し、また社会的な説明責任を果たすうえで、対策の中身は科学的な裏付けが為されるべきだと考えます。無根拠な、単なる憶測にすぎない基準を設けることは、効果の薄い対策のために必要ない縮小を強いられたり、逆に中途半端に不徹底な部分を生んだりすることがあり、一致を作ることが難しくなります。科学的な根拠に基づいた対策を作成し、またそのことを大学当局と社会にアピールできるようにすることを目指すべきだと考えます。そのために、保健師などの学内外の専門家に意見をもらいながら対策の中身を練り上げることを提案します。もちろん、①に基づいて最終的に学生側が決定を下すための判断基準を集めるためだと理解してください。」

事：最低限の大枠を出す努力はするが情勢で変化もするので難しくもある。また、これから全く全学実でガイドラインを出さないわけではない。8月上旬にNF開催の可否についてガイドラインが大きくかわるのでその時点で出来ているものを提示するつもり。そこでお願いしたい。また、Pさんが言っていたことに関して、実際にそうだと思う。それについてどうかしようああるわけでもないので、なるべく企画さんに不利にならないように考え方を踏まえて頑張る。小委員会に関して、実務的な経験や運営上の知識だけでなく会計の知識などもないとコロナ対策に必要な物品など、事務局に所属していないと判断できない。よって、小委員会は意味がないと考える。また、事務局は全学実に属する組織であるので、小委員会で決めていいなら事務局に任せてくれてもいいのではないかと。

U-a：ちゃんとガイドラインは全学実の場で決議すべき。ただ、変更が必要になるのもわかる。具体的な期日を設けて、この日までなら全学実で議論して変更する、この日を過ぎたら一旦事務局の裁量で変更して、NF後の全学実で正しい変更が判断するというのではどうか。

O：Pさんの意見に対して、一応努力目標ということなので不可抗力な分には仕方ない。

事：Uさんの意見に返答すると、それでもかまわないが具体的な内容というのは企画の開催に大きくかかわるので、企画開催に向けた対応は10月くらいから毎年している。全学実の場で最後に議論できるのはNF直前ではなく9月ごろになる。そのタイミングでよければ出す。NF直近だと企画対応が本格的になってきて全学実を開けない。毎年開いていないと思うが、忙しいので、確認の余裕がない。

U-a：民主的意思決定のプロセスとして、月一は開くべき。例年今のペースであっていると思うが、必要に応じて全学実を開いていた。大変なのはわかるが出来るだけ開いてほしい。9月が最後になるのは反対。

U-a：認識違いがあったかもしれない。企画に説明するためにガイドラインを確定しておかないということか。

事：おおかたその認識でいい。マイナーチェンジはありうるが、企画対応の前に確定させておきたい。事務局としては民主的意思決定を持って任せていただきたいと思っている。それではダメか。

U-a：企画に説明するために9月というなら、10月11月に変更する際、企画への説明と異なる。ならば意思決定を経る必要がある。また、民主的意思決定に関して、事務局は信用しがたい。この提起に関してや、大学から圧力を受けているのではというところで信頼が危うい。一任はできない。

T：流れを切ってしまうが、一任するしないにも関わる。直近だと忙しい、企画へのガイドライン提示は早めにしたいが情勢は読めないので一任してほしいというのは理解できる。ならば、事務局の上位の意思決定機関として大枠を、前回のはふわっとしているのもっと詳しく大枠を定めてほしい。その承認をしないようだと全学実が責任放棄をしているようである。お願いとして、大枠を提示してほしい。情勢が読めないならパターン化して想定ごとにガイドラインの大枠を決めてもらえればいい。これはする、これはしないなど。

事：意見はもっとも。それができればいいのだが、ほとんど無限の選択肢から作り出さなければならぬので厳しい。参考として伺いたいのが、大枠として「これはして欲しくない」というがあればまとめられそうだがなにかあるか。

○：事務局の質問に対して、模擬店企画演劇企画などの企画全体について一括中止の場合は全学実の承認が必要と感じる

長：これはして欲しくないというのがある人はいるか。

事：中止という選択肢を取らざるを得ない場合はもちろん全学実で提起する予定です。

S：ガイドライン概要がすでにあって、これは大枠みたいなものだと思うが、目的や基本的な考え方なども変更する予定か。

事：概要に関しては、これが変わることはないと考えてもらって大丈夫。

S：それならこれより狭い部分は変わるかもしれないが概要に関して変えないということ程度で承認すればいいと思う。また、事務局にガイドラインを任せるということは、それ以前に全学実で決定したことは無効にしようということでもいいか。

事：作成を任せていただいても、それまで全学実で決定したものと衝突することはないと思うので無効にはならない。ガイドラインを作成するうえでは前回の考え方を努力目標として作っていくつもり。

S：これまで提起したガイドラインのレベルに反することをしないならガイドライン変更権を事務局に委任する必要がない。

事：勘違いされているかもしれない。いま補助資料として使用しているガイドラインは前回も示量として扱ってもいるが、承認は得ていない。こんな感じで決めるというだけ。問題にはならない。また、概要は変わらないと言ったが二番基本的な対策などは本部スタッフらが実施可能なものをまとめているものなので、変わる可能性はある。

S：ガイドラインを今の段階で承認を取っていないのなら、今回は最終的には細かい部分まで承認するつもりだったがやっぱりやめたという認識でいいか。

事：事務局の方で一任して欲しいというのは前回から変わりはない。前回提示した理由は、開催可否で使用するなど皆さんの関心事であろうと感じたので提示した。事務局の考え方としては変わっていない。

U-a：直前に事務局が変更を加えてもいいが、一度は全学実で承認を取るべき。9月までにはとあったが、それまでに採決するということと、その後の変更については一任するなど。その9月までには承認を取って、具体的な期日、11月など、それから先は事務局に一任するというやりかたを取るべき。無理な理由があったら教えてほしい。

事：無理というより意味がないと考えている。確定という意味で承認を得ると変える内容を変更できないし、ならこの後変えてもいいという意味で承認を得るなら承認を得る意味がない。先ほどもいたが8月開催可否を判断するにあたってガイドラインを参考にするので提示するが、ならばガイドラインを承認する意味は全くない。

V：9月にどこまで変更していいかも含めて承認を取れば承認する意味はある。

U-a：そもそも変更する可能性やどれほど内容を変更するかに関して未知数が多いというのはわかる。ただ、そもそもよほどの事態がないと変更しない。必要最低限の基となるものを承認するのは意味がある。

事：それでは提案として、概要については今後変更するつもりはない。逆にいえばそこ以外の変更の可能性がある。変更したいわけではなくて、情勢に鑑みて仕方なく変更を加えなければならなくなるかもしれないということ。概要の承認を取るということでいいか。

U-a：納得できない。概要に異論はないが、問題になるのは変更による具体的な文面。割を食う団体が出る。基本的にこれで行くというガイドラインは全学実で承認を取って決めるべき。

事：実際取る具体的な対策のなかに変更したいものと変更したくないものがあるということがあると理解した。変えてほしくないことがあれば教えて下さい。

U-a：僕宛の質問か。

事：あなたも、一応全学実全員に意見をいただきたい。

U-a：そこが問題というわけではないです。

S：いま二つの方向がある。後の時期でもガイドラインを全学実で承認する意義があると感じる。今の時期にガイドラインの良しあしは決められないが8月はまだ余裕がある。そこで決められるはず。そこからは情勢が変わっていく可能性はあるが、ガイドラインの具体的な内容の是非に関しては判断が難しい今ではなく8、9月ごろに決めるべき。

O：根源的なところだが、今回の提案にもあるように、三番の最後の方に実務の範囲内という文言がある。実務というのは最初の全学実で事務局に任せた実務だと考える。そもそも根底のコロナウイルス対策に関してわざわざ承認を取る必要はないと考えるし、なぜこの提案に至ったかという、Uさんから具体的な提案があったから。自分たちの実務の範囲内でできるからあまり縛らないでくれということ。実務の範囲を超える自体がない限り事務局に任せていいと思う。

U-a：実務の範囲内ということだが、実務の範囲内にガイドラインを含めるのは問題。コロナ承認に意味があると感じる人もいる。9月に決議するのに問題はないと(意味はないと)いう発言があった。この場で意思決定が必要だと感じる人がいるならその意思を尊重して承認すべき。また、自分たちの実務の範囲内でできるからあまり縛らないでくれとはどういうことか。当局との決定はそれでいいかもしれないが学生自治で決めるなら民主的プロセスを経るべきではないか。

U-b：コロナ対策について、事務的なことなので承認を取る必要がないということについて、前年度とNFの形態が変わるならばそれは実務の範囲外。承認を経る必要があると感じる。

S：小委員会が意味がないとか、事務局がやれば大丈夫だからとか、そういう雰囲気があるが、それはおかしい。プロセスを通して新しく出てくる意見などは事務局にはわからない。事務局は京大生全員の意思をくみ取れるわけではない。事務局では判断できない部分を全学実に批判を受けるという構図。

O：事務局が「変更してほしくない部分」を聞いたり、大枠だったり、例年通りのNFの形態が変わるならばというところ、企画団体が例年通りの開催をできないところが事務局の実務に含まれないというところで、そこ以外の部分は事務局に任せればいいのでは。

U-b：実務を事務局がしたいから事務局だけで決めたいというのはおかしい。実務と実務でない部分を決めるべき。どこで承認を取ってどこで承認を取らないかを決めて出さないと決議できない。実務でない、NFの形態が変わる部分は全学実で決める、変更があれば全学実で承認する、事務局はそれを維持する範囲内で実務をする、またその範囲をはっきり定めないと話ができない。

O：だいぶ前にTさんが述べた大枠論そのもの。そういう意見。そういう大枠なり、実務を超える範囲というのを事務局は示せるか。

T：実務と実務でない部分を分けるべきというのに賛成。実務という話が出てきて、理念が対峙されるならばNFがどういうものでどう運営していくかは最初の全学実で話した、事務局はそれに縛られるのは前提である。何をして欲しくないかという話があったが、これまでとこれからの全学実に事務局は違反しないとガイドラインに明記したい。また、事務局の決め方だと理念の縛りはあるにしろいまどうなっているかがわかりにくい。不安がある。少なくとも毎回全学実に事務局は来るのでそこで提示してもらってその段階で意見を仰いで反映していくのは事務局的には現実的でないということか。

U-b：先ほどの私の意見としては逆説的にものと表裏一体。事務局の実務と実務でないところを分けられない場合は事務局に一任できない。この場合ガイドラインを全学実で議論すべき。

事：ガイドラインがどうなっているかわからないので意見を仰ぐべきというのはその通り。ですから、このように実例として提示している。ガイドラインも形になった時点で広報するのでアクセスして閲覧可能である。また、実務に関して事務局には包括的実務を行うことが認められている。開催するかしないかは実務の範囲外だが、開催可能であってどう開催するかは実務の範囲内だと考える。8月に開催可否に関しては全学実を開きますし、昨年の飲酒関連の話に関しても飲酒問題で開催可否が危ぶまれる状況でしたので全学実で承認を取った次第。また、ガイドラインは開催可能なうえでどう開催するかという話であるので実務の範囲内と考える。ただ、ガイドラインのせいで開催できなくなるという意見もあるかもしれないがその話は8月にすればいいのでそうして欲しい。

U-b：ガイドラインで開催できない場合はさすがに実務を超えている。

G：開催に関してもうちちょっと分けたらどうか。縮小開催・通常開催などに関して分けて話したらどうか。一回大筋を立てて変更するのは大変だとは思いますが。状況が変更すれば全学実を開けばいい。細かい部分は事務局が決めればいい。

U-a：事務局の意見を聞くに、全学実がNFの開催にかかわる議論しかない場所ではないと考えているということか。

事：U-bに対して、うまく伝わらなかった。ガイドラインの基準が高すぎるせいで開催できない場合はもちろん実務を超えているので参考材料としてガイドラインも提示する。その際にここ厳しすぎるなどの意見があればガイドラインに口出ししていただければいい。Gさんに対して、8月に延期中止はにおいておいて通常開催縮小開催に関して話をしたいという理解でいいか。そうならば実際準備・予算の関係で時間が厳しい。なので、8月に開催可否を判断したいと前回承認を取った。U-aさんに対して、そう思っていないのでいま意見を聞いているところです。

G：ニュアンスが違う。チャットに送った。

(以下チャット)

開催非開催延期のどれにするか事務局側で全学実に8月上旬に提案するということだった。もし開催を提案するならば、対策しつつ通常開催、大幅縮小して開催の二つの方針を出し、それぞれの大まかな内容、またどちらの方針を取る予定かを含めて事務局から提案、全学実で承認するのはどうか。途中で感染症の情勢が変わった場合、その方針を切り替えるものとして再度全学実に提案すればいいと思う。その大まかな方針の中での細かい部分は事務局に任せればいいと考える。

U-b：議論の流れとして、まず全学実がNFの開催にかかわる議論しかない場所ではないとは事務局は思っていない。この質問がなぜ出たかというと事務局が実務と実務でない場所に分けるべきという物に対して、事務局は「NFの開催可否以外は実務とする」と返答した。この流れに対して、「NFの開催にかかわるもの、形態に関しても実務外」と思ったので事務局にどこまでが実務の範囲か質問した。

事：Gさんに対して。通常開催か縮小開催を決定すべきという意見に関して、大幅縮小開催、例えば保健所から食べ歩き危険だから模擬店を出すな、等の大幅縮小は11月の開催可

否にかかわる大きな問題なので全学実で提起する予定。ガイドラインは明らかな規模縮小が起きない前提で対策をまとめるもの。

U-b：形態というのは例えば模擬店が出せない、屋内企画ができない、とある企画ができないというもの。それは実務の範囲外だという認識。そこをきちんと示したうえで全学実用ガイドラインと実務マニュアルを分ければいいのかと思う。

G：理解に齟齬があった。了解した。

U-b：ガイドラインは大きな方策を示している。それを実務で行う上マニュアルが決まる。京都市ガイドラインと京大マニュアルの関係性と一緒。全学実で決めるもの・実務で行うものをガイドライン・マニュアルで分けるべき。

事：その関係性は承知している。実際運営するうえではもちろんより詳細なマニュアルを作成して運営する。ただ、ガイドラインの変更の可能性が高いので逐一全学実で承認を経るのが難しいというのがもともとこの言い分。

U-a：直前変更の可能性があるのでそうだが、9月に承認するのは矛盾しない。そうしてほしい。

U-b：ガイドラインを決議してそれに従ってやって欲しいっていう意見。ならNF事務局として全学実で決議できるガイドラインをとりあえず持ってきてほしいなど。それ以外の部分はマニュアルとしますと。そのガイドラインは大雑把すぎないかという意見はあるのでそのプロセスを経るべき。

事：確認。大雑把というのは現段階のマニュアルが大雑把ということかこれ以後の議論で出る意見の具体例としての大雑把であるという意見か。

U-b：次回以降もってくるガイドラインが今回のもののガイドラインの1. 概要しかないならば大雑把であるという意見もありうるということ。追加で、なぜ現在のガイドラインを公開してるかということに関して、全学実で決定するガイドラインと事務局として実務上必要なマニュアルを作る上参考にするものと示すもの。ガイドラインは全学実に出し、マニュアルは持ち帰り参考として欲しい。

事：これについても解釈に齟齬があるか。U-bさんの解釈のもとで作るべきだと認識しているガイドラインは今提出している物自体。これのしたにマニュアルを作成する。ガイドラインはもうちょっと簡素でいいということか。

U-b：簡素でいいかという問題ではなく、全学実として決議してそれをもとにマニュアルを作れるガイドラインを作成してほしいということ。

事：ということならこのレベルのガイドラインを決議するべきだという認識のもとに話を進めるが、このうちほとんどは変更しまいといけなくなる可能性がある。9月に変更が利くものとして承認を取り、それ以後は事務局で必要に応じて変更するという形ならば大丈夫。

U-a：大方納得できる。

T：その案でよいかとおもうが、少なくとも本家に関して事務局が順守すべき内容と一緒に全学実で決議したい。ガイドライン策定のガイドラインを決めるべき。それを守る決定を取って、ガイドラインのガイドラインに乗っ取った上で変更して欲しい。どこまで変更してもいいかというものを事務局に出してほしい。全学実として事務局への信用の担保が欲しい。

U-b：ガイドラインを9月に決議していこう事務にとって必要なら帰るというのには了解。ここは変えないというもの、ガイドライン綱領、ここは変えない、ここを変えるなら全学実で承認を取るというものを作り、ガイドライン綱領と変更可能ガイドラインの二つを9月に承認すべき。

事：本日承認を得ようと思っていた内容は9月頃に提起するので、それまでに頂いた意見は参考にさせていただきます。ところどころ実務の範囲の話が出ているが、それは最初の全学実で決まっているのでそれが見たかったら資料は連絡いただければお渡しできるのでそれでいいか。

長：言い残したことがあればどうぞ。議事(4)に移ります。

事：時間もあまりないので読み上げは省略します。レジユメをご覧ください。あらかじめ事務局で議論したことだったり飲酒問題をまとめたデータが資料にあるので見ていただければと思います。

I：この提案をするうえで大学からの圧力はあったか。

事：当局からの圧力はなかった。これは事務局の中で0から議論してでた意見。

U-a：確認したい。大学からの圧力はなく、例年の状況がひどいから禁酒にしたいという立場であるということでもいいか。

事：そのように考えてもらって大丈夫です。

I：立場を言うと、全面禁酒すべきでないと考える。近年のNFにおいて暴力行為などが発生しているのはわかるが対策として全面禁酒をするのは反対。去年の論点についてもう一度提起する。禁酒に至るまでの議論のまとめまでのurlを貼ります。一つ目、隠れて飲んでいる人を発見しづらい。去年の資料によると、(資料読み上げ)この時点で想定されていた見回りのリソースはボランティアを募集したときの実際に集まったより少ないことが想定されていた。実際リソースはもっと大きかったのが去年と同様に考えることはできない。去年の段階で参考に使っていたのが一昨年のボランティアで集まらなかったという事実。去年は実際にある程度機能するだけのボランティアが集まった。もう一度考え直すべきでは。続きで、究極の目的は死者を出さないこと。隠れて飲み救急車を呼べない事態は避けるべき。飲酒のペナルティを恐れて救急車を呼べず死者が出た件もある。妥当な策とは考えられない。次の論点に移る。全面禁酒は責任逃れでしかない。実効的なことを考えるべき。これに関して有効な反論がなされていない。他大学では禁酒でなくても上手くいっている事例がある。アルパスが持ち込み酒を解決できないことに関して、これは反論として不十分。酒類は運営が統一した容器を用意するなど。以上について提起したうえで、飲酒事故防止には大きく賛成。事務局のみに任せるのに問題意識も持っている。今年ボランティアを募集するなら集まると思うし、呼びかけに協力する。隠れて飲酒する/罰則を恐れて救急車を呼べない/他大学では禁酒せずうまくいっているの3点に関して事務局に意見を聞きたい。

R：レジュメの未成年飲酒に関して犯罪行為と書いてあるが間違いなので訂正を要求する。違法行為ではあるが処罰されないのが犯罪とは異なる。そのうえで社会通念上未成年でも大学生の飲酒は認められている。実際法学部で教授などが新生入生にお酒を進めている。未成年飲酒は犯罪行為でない。飲酒問題に関する目的というのは泥酔者が死なない、けがをしないというのを目指すべき。未成年飲酒に関しては主な目的として並べるものではないと思う。そのうえでどうしたら安全にみんなが楽しめるのかを考えて行かないといけない。去年の飲

酒対策に関して言えば規制の他に見回りも多く的人数で行ったということがある。それが規制のせいで良くなったのかボランティアが多かったせいでよくなったのかはわからない。他大学で規制直後に門の外で死者が出ると、法政大学のことだが、そういうこともある。規制せず良くなることもあるならそれを目指したい。なるべく多くの人で見回りをするなどで対策できるのすべき。

事：Rさんに対して、犯罪ではないので訂正します。その後の対策の目的に関しては自己や死者が出ないことも目的の一つだが飲酒による窃盗や痴漢行為が確認できている。置換だったら被害者から飲酒を原因とした犯罪に対策を取らないと全学実として犯罪を黙認することになる。Iさんに関して、1つ目はそうではない。全面禁酒によって見回りの必要性昨年度と比べてがなく実効性を持てたから。全面禁酒でないと十数人では圧倒的に少ない。京大生全員にボランティアになってもらうほどのリソースが必要。もちろん皆さんが問題意識を持っていないとボランティアになりえないので全面禁酒が成功したのはボランティアの人数によるものではない。また、隠れて飲んでいた人は減っている。隠れているから見つからないということではなく、一昨年以前では見つけた時点で泥酔して危険な状態な人はいたが去年はすみずみまで確認できたためその状態に至る前に発見が可能だったと考えている。責任逃れでしかないということに関して、昨年度全面禁酒を実施して実効性は十分あると考えている。確認できているものだけでなく警察。病院からの報告数も減っている。3番目、アルパスに実効性がない事としてもちこみ酒に対処できない以外にも資料に記載してある。第2章あたりですね。東大ではアルパスが実施されているがそれが有効なのは開催期間が温かいから。11月は皆長袖なのでリストバンドなど身に着けるパスは巡回で視認しづらい。また、ほとんどが飲んでいない状態から飲んでいる人を見つけるのは簡単だが飲酒している中でアルパスを付けていない人を見つける必要がある。これは実効性が低い。頂いた意見に関しては以上。

O：昨年度の禁酒について当局云々関係なく禁酒に賛成だった立場から言うと、昨年のNFはすこぶる良い状態だった。一昨年以前だとトイレに吐しゃ物があったりトイレが破壊されていたりトイレが壊れて4共の階段に滝が出来たりトイレでない場所でトイレをしたり救急車を見たり。去年は全くそんな様子はなく全面禁酒の効果はあった。これで効果がなかったら11月祭が消えてしまっても仕方なかったが全面禁酒で収まって良かった。個人としては全面禁酒でいいと思うが、お酒を飲みたい人がいる以上何かしらお酒を飲める方法を考え出

する必要はあると思う。問題を起こさずに飲酒を可能にする妙案があれば採用したい。去年、今年は今として考えるとあるが今年はコロナできついで妙案があってもそれどころでない。今年はレジユメの策を用いて来年以降はまた考え直すを付帯決議をつけて承認すればいいと思う。

長：次の発言が終わり次第議事録承認に移ります。

事：意見ありがとうございます。事務局としてもお酒があった方がNFが盛り上がると認識している。飲酒事故が起こらないなら飲酒可能な方がいいが、他の案を考えたとしても十分効果を発揮する案はなかなか内容に考える。ことしコロナもあるが、なにか案があれば言ってほしい。また次回飲酒に関して全学実を開く予定なので、次回までに意見を頂けたら次回それを踏まえて議論する。

長：議事録の承認に移ります。(議事録確認)承認を取ります。(承認)これで全学実を終わります。